

練馬区立大泉第四小学校「学校いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

今回、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために本基本方針を策定する。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

なお、本基本方針におけるいじめの定義は法第2条の規定に準ずる。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

いじめはどの学級でも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があってもいじめられた側に寄り添い、組織で対応する。

2 基本方針の基本的な考え方

全教職員がいじめを起こさせないという使命感をもち、常に児童を見守り、全教職員の指導力を結集して児童が安心して楽しく学べる学校づくりを推進するため、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修などについて、以下の5つの視点を基に取り組む。

- ① いじめの防止
- ② いじめの早期発見・早期対応
- ③ いじめへの対処
- ④ 地域や家庭との連携
- ⑤ 関係諸機関との連携

3 学校の取組

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等の対策のため「いじめ対策委員会」を設置し、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者で構成する。

当委員会は、組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる以下の役割を担う。

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

重大事態が発生した場合は、本委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて校長の判断により適切な専門家を加え、練馬区教育委員会が設置する「いじめ等対応支援特別チーム」と連携・協力する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

ア 人権尊重の精神を基盤として全教育活動に取り組み、人権教育や道徳教育の全体計画・年間指導計画に基づき心の教育の充実を図るとともに規範意識を育む。

- ・保護者や地域と連携し、道徳教育推進教師を中心として、全教師と児童および児童相互の人間関係を深めながら、全教育活動をとおして生命や人権等を尊重する態度を育成し、人間として心豊かに生きようとする道徳的実践力を培う。
- ・道徳授業地区公開講座をはじめ、交流活動や自然体験活動など、道徳的価値観の形成を図る活動をとおして、児童の内面に根ざす道徳性の育成に努める。

イ 学年間や異学年(きょうだいグループ)での交流活動など、確かなかかわりの中で豊かな心の育成を推進するとともに、集団生活の基本的な約束を身に付けさせながら、認め合い、高め合うなかま(集団)づくりを進める。

- ・きょうだいグループ活動をとおして、異学年で互いに協力し助け合いながらよ

りよい学校生活を築けるようにする。

- ・望ましい集団活動をとおして、一人一人が互いに認め合う自主的・実践的な態度をもてるようにするとともに、相互のよさを活動に生かせるように努める。
- ・コミュニケーション能力の育成を図り、自己および他者の大切さに気付き、積極的に他者とかかわろうとする態度を育てる。

ウ 情報モラル講習会を実施し、情報に関するモラルや規範意識をもたせるとともに、児童が自ら考え判断し行動できるよう指導し、家庭と連携して健全育成に努める。

エ 児童の発達段階に応じた適切な資料等を用いていじめに関する指導を実施する。

- ・「正しく使おう！インターネット～ルールとマナー～」
- ・「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」
- ・「STOP！それは犯罪だと気付いていますか」
- ・人権教育ビデオ教材の活用

「いじめっこザルと正直カニさん」「プレゼント」「いのちのコトバ」

「毎日がつらい気持ちがわかりますか ゆるせない！ネットいじめ」など

オ あいさつ、言葉遣い、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の習得や集団と個別指導との調和に努めながら、人間としての生き方についての理解を深める指導の徹底を図る。

② 児童の主体的な活動の促進

ア 本区教育委員会等主催のいじめ一掃プロジェクトに全児童で取り組む

イ 児童会によるいじめ防止の啓発活動（全校朝会での呼びかけや劇など）を行う。

ウ いじめ撲滅宣言ポスターの掲示活用

③ 教職員の指導力の向上

研修等により、年間をとおして教職員は常に人権感覚の向上と指導力の向上に努める。

- ・人権教育プログラム（学校教育編）
- ・いじめ総合対策【第2次】（東京都教育委員会作成）
- ・生活指導研修資料「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」（リーフレット）

- ・いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(DVD)
- ・生活指導研修資料「暴力行為のない学校づくりに向けて」(リーフレット)
- ・スクールカウンセラーを講師とした研修
- ・年2回の生活指導全体会、週1回の生活指導夕会での児童の情報と指導法の共有

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① 定期的ないじめの実態把握

- ・毎朝の健康観察や体育の着替え、教室移動時に児童の様子を把握する。
- ・授業中の特にグループづくりやグループ活動、発表、資料配布時などに児童の様子を把握する。
- ・休み時間の校庭や室内での遊び（特にグループ遊び）の児童の様子を把握する。
- ・教員による放課後校外パトロールにより、公園などでの児童の遊びの状況を把握する。
- ・ふれあい（いじめ防止強化）月間における年3回（6、11、2月）の質問紙法による調査を実施する。
- ・本校独自に観点を絞った年8回の調査を実施する。（口頭による調査）
 - 4月：物理的な攻撃（友達同士の身体的な攻撃、からかい）に関して
 - 5月：心理的な圧迫（無視や仲間はずれ）に関して
 - 7月：物理的な攻撃（下級生への身体的な攻撃、からかい）に関して
 - 9月：物理的な攻撃（金品をたかられる、物を隠される）に関して
 - 10月：物理的な攻撃（友達同士の身体的な攻撃、からかい）に関して
 - 12月：心理的な圧迫（無視や仲間はずれ）に関して
 - 1月：物理的な攻撃（下級生への身体的な攻撃、からかい）に関して
 - 3月：物理的な攻撃（金品をたかられる、物を隠される）に関して

② 教育相談の充実

スクールカウンセラーや本区の心のふれあい相談員，巡回相談員等との連携を密にしながら全教職員で年間をとおしていじめ未然防止等に全力で取り組む。

- ・教育相談室を常設し，スクールカウンセラーと心のふれあい相談員が使用する。
- ・スクールカウンセラーと心のふれあい相談員の勤務日や勤務時間を調整し，相談日数を最大に設定する。また，毎月の相談日時を全児童に配布するとともに教育相談室入口や教室等に掲示する。
- ・教育相談室に専用携帯電話を常備し，保護者の相談や相談予約に応じる。
- ・スクールカウンセラーによる5年全児童の相談を実施する。
- ・相談内容は文書にて学校に報告し，教員と内容を共有する。
- ・必要に応じて学校生活についての調査を行い，必要な児童に面談を実施する。また，教員が児童の面談を要請する。
- ・教室での授業や休み時間，給食時の様子など，適宜児童の様子を観察する。
- ・スクールカウンセラーと巡回相談員は情報共有を図り，有効な支援を策定する。
- ・スクールカウンセラーと巡回相談員は校内支援委員会に参加する。

③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

ア 保護者との連携強化と啓発の促進

- ・ふれあい月間の周知と取組に関する情報発信
- ・保護者会時のいじめ防止教材DVD「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」の活用
- ・本校，本区，都の教育相談体制の周知
- ・情報モラル講習会への参加の推進
- ・PTA活動における学校行事への参加
- ・日常的な学校公開の実施
- ・学校安全安心ボランティア

イ 幼保小連携，小中一貫教育，地域の人々との交流活動や地域の人材を活用した教育活動等をとおして，児童の道徳性や豊かな人間性を培うとともに，地域で学ぶ児童への一貫した成長支援・育成に取り組む。また，高齢者や地域の人々とのふれあいをとおして，福祉教育・環境教育・国際理解教育等を総合的な学習の時間に位置付け，指導の充実を図る。

- ・学校応援団
- ・西大泉地区区民館及び学童，民間学童

- ・学校安全安心ボランティア
- ・大泉西中学校，進幼稚園，妙福寺幼稚園，南大泉保育園など
- ・特養介護施設「光陽苑」，視覚障害支援ボランティア「一二三会」，「アイメイト」など
- ・体験学習における地域人材

(4) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害児童を守り通すとともに，加害児童に対しては，当該児童の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

① いじめられる側の児童への支援

ア 「本校の基本姿勢」に基づき，いじめられる側の児童に寄り添い，事実関係を手稲に聴取する。

- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど，自尊感情を高めるよう留意する。
- ・児童の個人情報等の取扱い等，プライバシーには十分留意してその後の対応を行う。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し，児童に心理的負担を与えないよう配慮する。

イ 保護者と一体となり，支援を行う。

- ・迅速に保護者に事実関係を報告し，いじめられる側の安全の確保に努め，できる限り不安を除去するなど今後の対応を説明する。
- ・いじめられる側の児童および保護者にとって信頼できる人と連携し，いじめられる側に寄り添い支える体制をつくる。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

ア いじめる側の児童に対する指導については，教育的配慮の下，全教職員が毅然とした指導を徹底する。

- ・状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
- ・暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。
- ・いじめは人格を傷付け，生命，身体または財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめられた児童の心の傷への思いを風化させることなく，生活改善への意識を高める。

イ いじめの背景をとらえ，いじめる側の児童の安全・安心・健全な人格の発達に配慮しながら，学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携の下、心のケアとともに、必要な支援を実施する。

ウ いじめ側の保護者と一体となり、いじめの改善に努める。

- ・該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげる。
- ・区や学校の基本姿勢を繰り返し指導するなど、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行う。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

ア いじめの周囲の児童には、見て見ぬふりをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じことを理解させるとともに、だれかにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

- ・いじめを知らせた児童には、守り通すことを伝える。
- ・全教職員で情報共有した上で見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

ア 日頃からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図り、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を活用し、機動的かつ組織的に対応する。

- ・いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側の児童といじめ側の児童、他の児童との関係の修復を得て、いじめられる側の児童が健康かつ安心して登校でき、双方の当事者やまわりの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するとの認識を、教職員全体で共通理解した上で、その対応に一丸となって努める。

イ いじめを把握した場合、本基本方針に基づき、いじめ対策委員会を核とし、対応にあたる。

- ・迅速に会議を開催し、情報の収集や情報の共有を行い、教職員で役割を分担して、いじめられた児童や保護者への支援やいじめた児童、保護者への指導・助言、関係する児童への心のケアを行う。
- ・校内巡視等を積極的に行い、児童の変化を早期に発見するよう努める。また、教職員全員で見守っているというメッセージを児童や保護者に伝える。

ウ いじめであるかどうかの判断はいじめ対策委員会で行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図る。

- ・いじめの疑いがある行為は、早い段階から教職員等が関わりをもち、いじめられた児童およびいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

- ア いじめられる側の児童を守るため、早期に対応する。
- ・書き込まれている内容に関する情報等の事実確認を行う。
 - ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除をサイト運営会社に要請する。
 - ・削除等を要請する措置に関する相談窓口、違法な情報発信停止や情報の削除の手続きの方法等を児童および保護者に情報提供する。
- イ 教職員全体でインターネット上でのいじめに関する理解を図り、いじめ対策委員会を活用し、機動的かつ組織的に対応する。
- ・いじめる側の児童への指導については、事実確認を行った上、書き込み内容が法律に違反することを十分に理解させ、適切に指導する。
 - ・いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。
 - ・いじめの周囲の児童には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。
 - ・保護者からの情報提供に対しては、事実を把握している人物の有無、書き込み内容に関する情報等の事実確認を行い、学校として適切に対応することを伝える。
- ウ 大泉第四小学校 SNS ルールをもとに、子供がインターネット、携帯電話、スマートフォンを使う際のルールを家庭で定めてもらうとともに、使用の様子を家庭でも見守ってもらうようにする。

⑥ 校種間及び関係機関との一層の連携

- ア 幼保小連携・小中一貫教育の視点を踏まえ、卒業（園）時等における的確な情報伝達を行うとともに、その後も適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報伝達を行う。
- イ 本校ひろば事業や校庭・体育館・図書館解放事業、学校教育支援センターにおける教育相談室（フリーマインド）や子供家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報提供を継続的に行う。

(5) 重大事態への対処

① 区教育委員会への報告と連携

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに区教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。

② 被害児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底

- ③ 被害の児童への緊急避難措置の検討，実施
- ④ 加害の児童への懲戒や出席停止の検討
- ⑤ 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- ⑥ 区教育委員会が設置するいじめ等対応支援特別チームとの連携・協力

【重大事態の意味について】

第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは，各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童の状況に着目して判断し，以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，迅速に調査に着手する。

また，児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【調査について】

調査は，従前の経緯や事案の特性，いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて学校主体で行うことを基本とする。しかし，重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと区教育委員会が判断する場合や，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には，区教育委員会において調査を実施する。

(6) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 本基本方針の点検・見直し

本基本方針が本校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

② 定期的ないじめに関する調査

定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、いじめ未然防止に役立てるとともに、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組む。

③ 学校評価を通じた教職員による評価および改善

いじめに関しての取組や対応の状況について、自己評価および学校関係者評価を実施し、その結果を基に改善する。

4 付則

付則（平成26年3月31日付け練大四小発第118号）

この練馬区立大泉第四小学校「学校いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から施行する。

付則（平成27年3月11日付け練大四小発第88号）

この練馬区立大泉第四小学校「学校いじめ防止基本方針」は平成27年4月1日から施行する。